

平成29年10月25日

平成29年度予算執行調査の調査結果について
(平成29年10月公表分)

財務省において、本日、平成29年度予算執行調査の対象とした52件のうち、調査を終了した15件(37件分は平成29年6月27日に公表済み)の調査結果が公表されました。

(https://www.mof.go.jp/budget/topics/budget_execution_audit/fy2017/sy2910/2910b.htm)

このうち、四国財務局では財務省主計局との共同による取りまとめ1件、調査協力9件の調査を実施しました(別紙1)。

【財務省主計局との共同による取りまとめ事案】

国の行政機関における「レンタカー等の利用に係る経費」(別紙2)

(参考) 予算執行調査とは

予算執行調査とは、財務省主計局の予算担当職員や日常的に予算執行の現場に接する機会の多い財務局職員が、予算の執行の実態を調査して改善すべき点等を指摘し、予算の見直しや執行の効率化等につなげていく取組みです。

【問い合わせ先】

財務省四国財務局 Tel087-831-2131

特別主計実地監査官 (内線 320) 又は財務広報相談室 (内線 235)

(平成29年11月6日庁舎移転後)

財務省四国財務局 Tel087-811-7780

特別主計実地監査官 (内線 320) 又は財務広報相談室 (内線 260)

財務省 Tel03-3581-4111

主計局司計課予算執行企画室 (内線 5657)

平成 29 年度 予算執行調査
(10 月公表分：四国財務局調査事案)

【財務省主計局と共同で取りまとめた事案】

No.	省庁名	調査事案名	調査主体 (注)	取りまとめ 財務局
1	各 府 省	レンタカー等の利用に係る経費	共 同	四 国

【調査協力事案】

No.	省庁名	調査事案名	調査主体	取りまとめ 財務局
1	厚生労働省	障害福祉サービス等 (就労継続支援 (A 型・B 型) 等)	共 同	近 畿
2	各 府 省	議事録等作成業務に係る経費	共 同	北 海 道
3	各 府 省	庁舎における清掃委託面積等	財務局	東 北
4	各 府 省	広報を目的とした配布物に係る経費	財務局	関 東
5	各 府 省	ウェブ会議等の活用状況	財務局	北 陸
6	各 府 省	加除式図書購入経費	財務局	東 海
7	各 府 省	備蓄用非常食の調達・廃棄に係る経費	財務局	近 畿
8	各 府 省	庁舎駐車場の管理・警備に係る経費	財務局	中 国
9	各 府 省	講演会等に係る経費	財務局	福 岡

(注) 調査主体について

「共 同」：共同調査（財務省主計局の予算担当職員と財務局職員が共同で実施する調査）

「財務局」：財務局調査（財務局職員が実施する調査）

総括調査票 (行政経費等に係る府省横断的な調査)

調査対象 予算額	調査対象 実績額	【参考】平成 28 年度 (調査対象実績額) : 298 百万円 (うちカーシェアリング利用分 0.4 百万円)
省庁名	各府省	共同 (四国財務局)
組織	一般会計 各特別会計	調査主体 取りまとめ財務局

①調査事案の概要

各府省は、業務出張における移動手段として、公用車を所有していない場合や公用車が他の用途に使用されている場合など、必要に応じてレンタカー等を利用している。

②調査の視点

レンタカー利用にあたっては、利用状況に応じた車種を選択するよう基準等を定めることにより、効率的、安価な利用が可能ではないか。
また、カーシェアリングを利用することにより、経費の削減が図れないか。

【調査対象】

本府省庁 : 36 官署
地方支分部局 : 360 官署 (下部機関を含む)

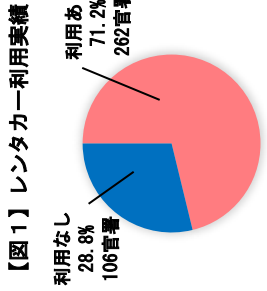
【調査年度】平成 28 年度

③調査結果及びその分析

1. レンタカーの利用状況

レンタカーは、回答のあった 368 官署のうち 262 官署 (71.2%) が利用しており、うち 92 官署 (35.1%) が利用基準を策定していた。【図 1, 2】

利用基準の内容は、大宗が「官用車が使用できない場合」や「公共交通機関が利用できない場合」といった形式的な基準となっていたが、コスト・時間などとの関係を明示したり (例 1)、乗車人員や走行距離に応じた利用車種の制限を定める (例 2) など、少数ではあるが経費の節減合理化に資するよう具体的な基準を定めている官署もあった。【表 1】



例 1

- ・タクシー代よりレンタカーの使用料金が安価と見込まれる場合
- ・移動時間が相当程度 (1日当たり2時間以上) 短縮できる場合
- ・旅行日数を短縮できる場合
- ・1回の出張で複数の用務地の訪問が可能になり出張回数が削減できる場合 など

例 2

- ・原則、軽自動車若しくは 1,000cc 以下を使用する。乗車人数が 3 名以上かつ走行距離 50 キロ以上の場合、1,500cc も利用可能。
- ・乗車人数に応じた区分を設定
乗車人数 4 名以下の場合、原則、軽乗用車。ただし、荷物の多い場合は 3 人以上でも 1,300cc 若しくは 1,500cc など。
市内近郊で乗車人数 2 名以下の場合は軽乗用車など。

【表 1】利用基準の内容 (複数回答)

利用基準の内容	①官用車が使用できない場合	79 官署	②公共交通機関が利用できない場合	47 官署	③利用距離・時間・車種	19 官署

総括調査票 (行政経費等に係る府省横断的な調査)

調査事案名 (44) レンタカー等の利用に係る経費

③調査結果及びその分析

2. レンタカーの利用料金

最も契約実績が多かった排気量 1,000cc 超～1,500cc 以下の車種を 24 時間借り上げた場合の調達方法別の平均契約単価は、単独調達に比べて、一括調達又は共同調達が安価となっていた。

【表 2】

なお、単独調達をしている理由については、「必要の都度の契約である」、「年間の利用回数が少ない」、「出張先での利用である」など、他官署等と利用する車両や期間について調整が難しいというものであった。

3. カーシェアリングの利用状況等

カーシェアリングを利用している官署は 2 官署のみであった。カーシェアリングとレンタカーの利用料金について、利用が多い排気量 1,000cc 超～1,500cc 以下の車種と比較すると、1 時間超 4 時間以下においては、カーシェアリングの方が安価となっている。【表 3】

ただし、現状ではカーシェアステーションの設置場所が限られており、その利用可能性も限定されている。

【表 3】 利用料金比較 (15 分当たり平均契約単価)

	1H 以下	1H 超～ 2H 以下	2H 超～ 3H 以下	3H 超～ 4H 以下	4H 超～	合計
レンタカー						
件数(件)	7	50	153	266	6,682	7,158
平均契約単価(ガソリン代込、円)	1,490	1,041	500	419	59	61
カーシェア						
件数(件)	—	4	4	9	81	98
平均契約単価(円)	—	532	406	269	202	216

※平均契約単価は、28 年度利用実績額を基に算出している。なお、レンタカーのガソリン代については試算値である。

【表 2】 調達方法別の平均契約単価

調達方法	官署数 ^{※1}	平均契約単価 ^{※2}
単独調達	165	3,523 円
一括調達	100	2,631 円
共同調達	11	2,812 円

※1 調達方法(官署数)については、複数回答

※2 最も契約実績が多かった排気量 1,000cc 超～1,500cc 以下/24h の単価

④今後の改善点・検討の方向性

1. レンタカーの利用基準作成について
 レンタカーの利用に当たっては、利用方法(乗車人員・走行距離・運搬物)に応じた利用車種の制限などにまで踏み込んだ利用基準の作成について検討すべき。
 その際、より安価な車種の利用を積極的に推進すべき。
2. 契約方法について
 突発的に生じる業務対応での借上げ契約を除き、複数の近隣官署等による共同調達や同一省庁の複数機関による一括調達については、単独調達に比べ安価な料金となる可能性があり検討すべき。
3. カーシェアリングの利用について
 近隣にカーシェアステーションが設置されている官署においては、カーシェアリングの利便性(借上げ時間を細かく設定可能、予約が容易、維持費なし)や利用料金等についてレンタカー借上げとの比較を行い、利用可能性について検討すべき。

平成 29 年度予算執行調査の調査結果の概要 (10 月公表分)

- 平成29年度の予算執行調査については、3月28日に事案を公表し、52件の調査を実施。
- 調査を終了した15件を公表。
(注) 他の37件については6月27日に公表済。
- 調査事案の必要性、有効性、効率性について調査を実施し、今後の改善点、検討の方向性を指摘。
- これらの調査結果については、的確に今後の予算編成に活用。

(参考)

予算執行調査とは、財務省主計局の予算担当職員や日常的に予算執行の現場に接する機会の多い財務局職員が、予算の執行の実態を調査して改善すべき点等を指摘し、予算の見直しや執行の効率化等につなげていく取組です。

平成29年度予算執行調査対象事案一覧

<調査結果を公表する事案(15件)>

No.	省庁名	調査事案名	指摘内容(注1)			フォローアップ調査 (注2)	調査主体 (注3)	取りまとめ 財務局	特別 会計 (注4)
			① 必要性	② 有効性	③ 効率性				
6	法務省	日本司法支援センター運営費交付金・国選弁護士確保業務等委託費(地方施設関連経費)			○		本省	—	
17	厚生労働省	実践型地域雇用創造事業のうち雇用創出実践メニュー		○	○	25年度	本省	—	※
20	厚生労働省	障害福祉サービス等(就労継続支援(A型・B型)等)			○		共同	近畿	
22	厚生労働省	診療報酬(調剤関係)		○			共同	中国	
25	農林水産省	多面的機能支払交付金		○	○	27年度	本省	—	
43	各府省	議事録等作成業務に係る経費			○		共同	北海道	
44	各府省	レンタカー等の利用に係る経費			○		共同	四国	
45	各府省	庁舎における清掃委託面積等			○		財務局	東北	
46	各府省	広報を目的とした配布物に係る経費		○	○		財務局	関東	
47	各府省	ウェブ会議等の活用状況		○	○	23年度	財務局	北陸	
48	各府省	加除式図書の購入経費		○	○	22年度	財務局	東海	
49	各府省	備蓄用非常食の調達・廃棄に係る経費			○		財務局	近畿	
50	各府省	庁舎駐車場の管理・警備に係る経費			○		財務局	中国	
51	各府省	講演会等に係る経費			○		財務局	福岡	
52	独立行政法人	独立行政法人の広報施設の維持管理状況		○	○	23年度	本省	—	
合計			0	7	14				

(注1) 指摘内容の分類は以下のとおり。

①: 事業等の必要性(事業等の目的が国民や社会のニーズに合致しているか、また、国の関与の必要性があるか等)について検証を行い、事業等の全部又は一部の廃止を含めた見直しや、より有効な実施方法等への見直しを求めた事案。

②: 事業等の有効性(事業等の目的や目標に照らして、どのような効果が生み出されたか等)について検証を行い、事業等の全部又は一部の廃止を含めた見直しや、より有効な実施方法等への見直しを求めた事案。

③: 事業等の効率性(必要な効果がより少ない資源量で得られるものが他にないか等)について検証を行い、単価設定や実施方法等への見直しを求めた事案。

(注2) 「フォローアップ調査」: 前回調査の指摘事項の改善状況等を確認する調査。前回調査実施年度を掲載。

(注3) 「本省」: 本省調査(財務省主計局の予算担当職員が実施する調査)

「財務局」: 財務局調査(財務局職員が実施する調査)

「共同」: 共同調査(財務省主計局の予算担当職員と財務局職員が共同で実施する調査)

(注4) ※は「労働保険特別会計」である。

I. 事業等に関する調査<5件>

事業等の有効性、効率性について検証を行い、今後の改善点、検討の方向性を指摘したもの

<具体例>

事案名	(22)診療報酬(調剤関係)(厚生労働省：一般会計)	
概要	診療報酬(うち調剤の技術料部分)については、医科・歯科にかかる技術料部分に比べた医療費の伸びが大きくなっている等の指摘がある。厚生労働省においては、平成27年に公表した「患者のための薬局ビジョン」において、「立地から機能へ」、「対物業務から対人業務へ」、「バラバラから1つへ」との基本的な考え方を掲げている。平成28年度の診療報酬改定においては、「いわゆる門前薬局の評価の見直し」として調剤報酬の見直しを行っている。	
予算額	平成28年度：11,223,115百万円の内数(参考：平成29年度：11,445,780百万円の内数)	
	調査結果	今後の改善点・検討の方向性
	<p>1. 処方せんの受付回数や特定の医療機関から受け付ける処方せんの割合(集中度)からみた薬局の実態</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全体として、集中度が50%を超える薬局が全体の7割、90%を超える薬局が4割。これに対し、様々な医療機関からの処方せんを地域で受け付ける(面分業を行う)薬局は少数派。 ○ 集中度と受付回数(規模)の形態では、「平均より小規模」で「集中度が高い」類型が4割を超え最多。また、中小規模の薬局は、集中度が高い薬局が多い(いわゆる門前薬局・マンツーマン薬局など)。 ○ 処方せん受付回数が平均以下かつ集中度が平均以上の薬局であっても、その3分の1は20店舗以上の大手保険薬局チェーンに属している。 ○ 地域別にみると、面分業が根付いている自治体はごく例外的。 <p>2. 平成28年度診療報酬改定による適正化の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成28年度診療報酬改定における大型門前薬局に係る調剤基本料の見直しによって調剤基本料が減額となった範囲は全体の約1割にとどまっており、平均より規模が大きい門前薬局や大規模グループに所属している薬局にも、引き続き高い調剤基本料の算定が行われている。 	<p>1. 調剤報酬の評価の在り方について</p> <p><u>薬局の多様な在り方や経営環境を踏まえつつ、それに即した調剤報酬の評価を行っていくべき。</u></p> <p>2. 薬局の機能に応じた報酬水準について</p> <p><u>地域においてかかりつけ機能を担っている薬局は適切に評価しつつ、こうした機能を果たしていない薬局の報酬水準は、適正化していくべき。</u></p> <p>3. 次期診療報酬改定について</p> <p>平成28年度診療報酬改定において調剤報酬の適正化が行われたが、不十分なものととどまっていることから、次期改定においては、以下の観点から抜本的な見直しを行うべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① <u>大型門前薬局に係る調剤基本料の対象範囲を拡大し、平均以上の規模の門前薬局・マンツーマン薬局を対象とすべき。</u> ② <u>平均以下の規模の門前薬局・マンツーマン薬局に対する調剤基本料についても、その機能やグループへの所属など経営実態や収益性を踏まえつつ、適正化を進めていくべき。</u>

II. 行政経費等に係る府省横断的な調査<10件>

府省横断的に見直すべき事項がないか検証を行い、今後の改善点、検討の方向性を指摘したもの

<具体例>

事案名	(47)ウェブ会議等の活用状況(各府省：一般会計・特別会計)	
概要	本府省庁と地方支分部局等との拠点間における情報共有、意思疎通、緊急時の打ち合わせのツールとして、ウェブ会議等システムを導入している官署がある。各府省において、テレビ会議を含むウェブ会議等を実施するためのシステム環境等の整備が進められてきている。(本調査は、平成23年度予算執行調査のフォローアップ調査として実施。)	
	(参考) 調査対象システムの活用により、節減の検討対象となる職員旅費の総額 平成28年度：4,431百万円	
	調査結果	今後の改善点・検討の方向性
	<p>1. ウェブ会議等システムの導入・活用状況</p> <p>回答のあった278官署のうち、<u>168官署(60.4%)がウェブ会議等システムを導入済み、110官署(39.6%)が未導入となっていた。</u></p> <p>システム導入168官署のうち、<u>69官署ではシステムを導入したものの活用されていなかった。</u></p> <p>ウェブ会議等を実施した会議は、<u>システム導入168官署で開催した4,338回の会議のうち、99官署、1,284回(29.6%)に留まっていた。</u></p> <p>2. システム未導入官署の状況</p> <p>システム未導入110官署のうち68官署では、<u>導入の可否についての検討が行われていない。</u></p>	<p>○ウェブ会議等システムの導入・利用拡大について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① <u>システム導入官署</u> <u>既にウェブ会議を開催する環境が整っている官署においては、会議の実施方法等を整理した上で、会議の性質等特段の事情がない限り、ウェブ会議等の活用を徹底すべき。</u> ② <u>システム未導入官署</u> <u>ウェブ会議等のシステムが未導入の官署については、開催又は参加する会議等の性質・頻度、システム導入に伴う業務効率化や旅費節減効果などを踏まえ、導入の可否について検討すべき。</u>